

平成 25 年 4 月 1 日制定
平成 26 年 4 月 1 日一部改正
平成 27 年 4 月 1 日一部改正
平成 27 年 4 月 2 日一部改正
平成 28 年 4 月 1 日一部改正
平成 29 年 1 月 1 日一部改正
平成 29 年 4 月 1 日一部改正

七戸町ヤングファミリー定住支援補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、若者の定住促進を図るため、七戸町内の民間賃貸住宅に居住する子育て世帯及び新婚世帯に対して、家賃の一部を補助するものとし、その交付については、七戸町補助金等の交付に関する規則（平成 17 年規則第 42 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間賃貸住宅 建物の所有者との間で賃貸借契約を締結して自己の居住用に供する住宅で次の住宅を除くもの。
 - ア 町営、県営住宅等の公的賃貸住宅
 - イ 社宅、官舎又は寮等の事業主から貸与を受けた住宅
 - ウ 申請者以外が締結した賃貸借契約に基づく住宅
 - エ 申請者及び申請者の配偶者の 2 親等以内の親族が所有し、又は居住する住宅
 - オ その他町長が不適切と認める住宅
- (2) 子育て世帯 第 5 条に規定する交付申請をする日（以下「交付申請日」という。）において中学 3 年生以下の子どもがいて、かつ、七戸町内の民間賃貸住宅に初めて居住した日から 1 年以内の世帯
- (3) 新婚世帯 交付申請日において婚姻届を提出してから 1 年以内の夫婦で、かつ、夫婦の年齢がともに 40 歳未満の世帯
- (4) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料で、管理費、共益費、駐車場使用料等の直接住宅の賃借料とはならないもの及び勤務先等から支給される住居手当を除いた月額

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、子育て世帯又は新婚世帯に属する者で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が適当と認める者については、この限りでない。

- (1) 七戸町に2年以上継続して定住すること。
- (2) 平成25年4月1日から平成32年3月31日までに、新たに当該民間賃貸住宅に居住地を定めた者であること（平成25年3月1日から平成25年3月31日までに新たに当該民間賃貸住宅に居住地を定めた者も特例として認めるものとする。）。
- (3) 世帯員全員が本町に住所を有する者であること。
- (4) 公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- (5) 申請者及び世帯員全員に町税その他の納付金の滞納がないこと。
- (6) 当該民間賃貸住宅を自己の居住目的に使用する者であること。
- (7) 町内に交付申請する世帯員が所有する住宅がないこと。
- (8) 当該民間賃貸住宅がある町内会・常会に加入していること。
- (9) 世帯員が過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (10) その他町長が必要と認めること。

（補助金の額及び対象期間等）

第4条 補助金は、毎年度予算の範囲内において1世帯当たり20,000円を超えた部分の家賃を補助するものとし、限度額は20,000円とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助金の交付対象期間は、交付申請した日の属する月の翌月から起算して24月間とする。ただし、継続申請をする場合は、交付申請した日の属する月を含めるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付申請は、七戸町ヤングファミリー定住支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 当該民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (2) 勤務先の住宅手当その他これに類するものを証する書類（別紙1）
- (3) 世帯全員の住民票
- (4) 戸籍謄本（新婚世帯の場合）
- (5) 定住確約書（様式第2号）
- (6) 町内会・常会加入証明書（様式第3号）
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 前項の交付申請は、第3条に規定する交付要件を満たしたときから原則1ヶ月以内に提出しなければならない。

3 前項の交付申請は、年度毎に行うものとし、前年度より引き続き継続申請を希望する場合は、4月末日までに申請書を提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の交付申請があった場合は、その内容を審査し適当と認めたときは、七戸町ヤングファミリー定住支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の変更)

第7条 前項の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請書の内容に変更が生じたときは、七戸町ヤングファミリー一定住支援補助金交付申請変更届出書（様式第5号）により、町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項に規定する届出により補助金の額及び対象期間を変更することと決定したときは、七戸町ヤングファミリー一定住支援補助金変更通知書（様式第6号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

3 前項の規定において、補助金の額を変更する場合は、当該変更事由が発生した月以降の分について、補助金の額を変更するものとし、対象期間を変更する場合は、当該事実が発生した日の属する期別以降の期間を対象期間から除くものとする。ただし、該当世帯区分が変更となる場合はこの限りでない。

(補助金の交付)

第8条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは七戸町ヤングファミリー一定住支援補助金請求書（様式第7号）により、町長に請求するものとする。

2 補助金の請求は年2回とし、対象期別、対象家賃及び請求期間は次の表のとおりとする。

期 別	対象家賃	請求期間
第1期	4月分から9月分	9月1日から10月5日
第2期	10月分から3月分	3月1日から4月5日

(現況調査)

第9条 町長は、交付決定者に対し、交付要件に関する現況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第10条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、七戸町ヤングファミリー一定住支援補助金取消通知書（様式第8号）により補助金の交付決定を取り消し、または変更することができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により当該交付決定を受けたことが判明したとき。

(2) この要綱に記載する内容及び規則に違反したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対し、全部又は一部の補助金の返還を求めることができる。

3 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により返還を求められたときは、直ちに当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。